

海上無線通信委員会の運営方針(案)

1 審議事項

海上無線通信委員会(以下、「委員会」という。)は、情報通信審議会情報通信技術分科会に引き継がれた電気通信技術審議会諮問第50号「海上無線通信設備の技術的条件」(平成2年4月23日)のうち「簡易型AIS及び小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件」を審議する。

2 委員会の構成

- (1) 委員会は、情報通信審議会情報通信技術分科会長から指名された専門委員により構成する。
- (2) 委員会の主査は、情報通信審議会情報通信技術分科会長から指名された専門委員がこれに当たる。
- (3) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する専門委員がこれに当たる。
- (4) 委員会の事務局は、総合通信基盤局電波部衛星移動通信課がこれに当たる。

3 委員会の運営

- (1) 主査は、会議を招集し、主宰する。
- (2) 主査は、委員会の招集をするときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、委員会に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (4) 主査は、委員会の審議を促進させるため、専門委員及び必要と認められる者からなる海上無線通信委員会作業班を設置する。
- (5) その他、委員会の運営に関し必要な事項は、主査が定める。

4 作業班の設置・構成

- (1) 作業班を設置することができる。
- (2) 作業班は、主査から指名された者により構成する。
- (3) 作業班の主任は、主査から指名された者がこれに当たる。
- (4) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (5) 作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部衛星移動通信課がこれに当たる。

5 作業班の運営

- (1) 主任は、会議を招集し、主宰する。
- (2) 主任は、作業班の招集をするときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (3) 主任は、必要があると認めるときは、作業班に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (4) 主任は、作業班の審議を促進させるため、必要に応じ、必要と認める者または関係の職員からなるワーキンググループを設置することができる。
- (5) その他、作業班の運営に関し必要な事項は、主査が定める。

6 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、海上通信委員会については主査が、海上通信委員会作業班においては主任が非公開とすることを認めた場合

* 下線部が改正部分